

## 愛知学院大学短期大学部学年制に関する規程

令和7年4月1日制定

### (目的)

第1条 この規程は、愛知学院大学短期大学部（以下、「本学」という。）における学年制の運用に関する必要事項を定め、教育課程の円滑な運営を図ることを目的とする。

### (学年制)

第2条 本学の教育課程において、学年ごとに開講されている授業科目を当該学年内に履修し、進級要件に必要な単位を修得し、進級することを学年制と称する。

2 進級できなかった場合は、その学年の全科目を再度履修する。ただし、登院要件に必要な単位を修得した者はこの限りではない。

### (教育課程)

第3条 学則第5条の規定に基づくほか、教育課程を改正した場合、改正した年度の入学者から新教育課程に全て変更し開講する。

2 改正後において開講する授業科目が、現行の開講学年から下位の学年へ移動し開講が必要な場合及び在籍学年より下位の学年において新たに開講し当該学年の学生に必要な場合は、特別に開講し対応する。

3 学生は、在学中に教育課程の改正があった場合、原則として入学時の教育課程で履修する。

4 進級及び卒業は、履修する教育課程に基づき判定する。

### (事務)

第4条 この規程に関する事務は、短期大学部事務室が取り扱う。

### (規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、教学委員会の議を経て教授会において審議し、学長がこれを決定する。

### (その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、教育課程の実施に関し必要な事項が生じた場合は、教授会の議を経て学長が定める。

### 附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。